

## 第九管区海上保安本部公示第6号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年1月20日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二（公印省略）

七尾港の水路測量

### 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 国土交通省北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所

住 所 石川県金沢市大野町 4-2-1

名 称 第九管区海上保安本部

住 所 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1

### 2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 七尾港（付図に示すとおり）

期 間 令和5年2月17日から3月31日までのうち1日間

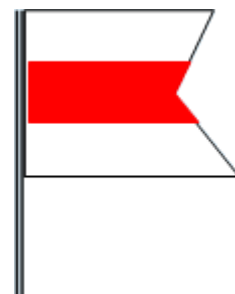
### 3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

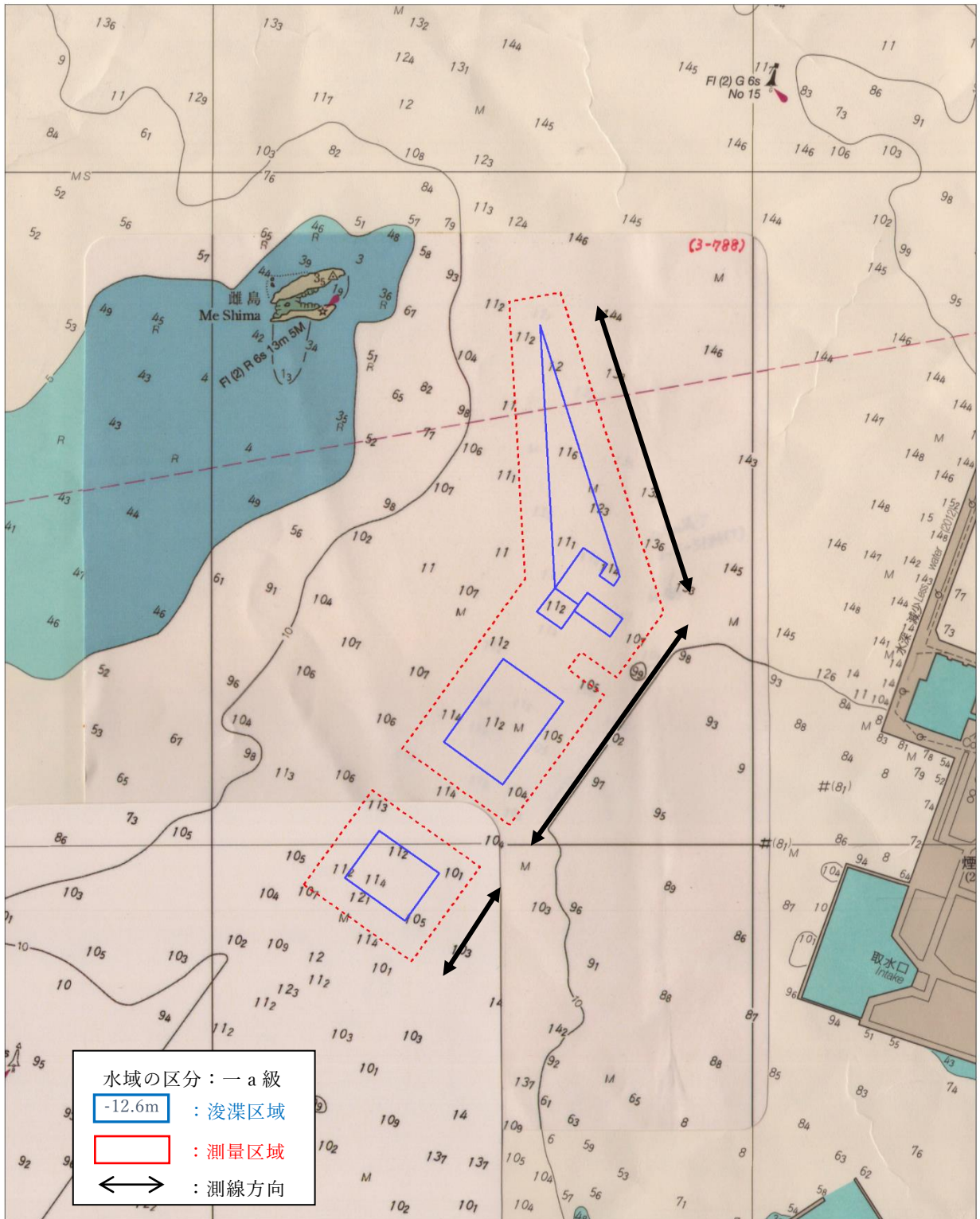
### 4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

ロ 九管区水路通報により周知する。



測量区域



海図 W1187 関連